1996年4月8日発行

みなみかわち

（第８６号）

町議会ネットワークニュース



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621

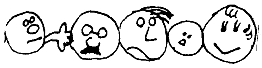


荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:44-5136

ご支援、ありがとうございました！

17年目にして、やっと仲間が増えました。過去16年間の活動の成果と言ってもよいのでしょうか。
議員活動しながら、成長させて頂いた感があります。
新しいお二人には、これまで得た情報を惜しみなく提供し、知恵を出し合いながら活動したいと思います。
皆さんに、議会がより身近なものに感じていただけるよう、積極的に報告会も開こうと、3人で話しています。
乞う御期待！村尾

皆様のご支援の結集のおかげで3月4日より議員活動にはいらせていただきました。
とはいうものの、まだまだ活動の全体が見えているわけではございません。とにかく今は先輩方につき従い習っているところです。特に、村尾さんが先達としていて下さることには本当に心強いものを感じています。
先日、後援会からの御寄付にて、ファクシミリを購入しました。留守電もあります。皆様とのアクセスがすべての基本です。どうぞ、ご意見をお寄せ下さい。



（いそべ）

傍聴する側からされる側になりました。素朴な疑問“議場への入り口はどこ”から始り、議場席のイスが固定されている事で座り心地の悪さを感じたり、驚きと緊張の中、第1回目の定例会が終わりました。長い階段の1段を登ったところですが、1段づつ積み重ねてまいりますので、今後もよろしくお願いいたします。（荒井）

改選後の初議会、続いて定例会が開かれました。
この報告は平成８年度第２回臨時会（３月６～７日）と
第１回定例会（３月１２～２２日）の報告です。

もくじ

≪審議事項≫

選挙第 2号	議長の選挙について	投票	
3	副議長の選挙について	〃	
選任第1・2号	常任委員会委員・議会運営委員会委員選任について	議長一任	
3	消防委員の選任について	〃	
推薦第 1号	町表彰審査委員会委員の推薦について	〃	
選挙第 4号	小山広域保健衛生組合議会の議員選挙について	投票	
5号	自治医大周辺下水道組合議会の議員選挙について	〃	
同意第 1号	議会選出監査委員の選任同意(伊澤義雄氏)	賛成全員	可決
2	町助役の選任同意(園部孟氏)	〃	〃
3	町収入役の選任同意(林安雄氏)	〃	〃
議案第 2号	非常勤特別職の報酬等に関する条例改正	〃	〃
3	災害被害者の町税減免に関する条例改正	〃	〃
4	国民健康保険税条例改正	〃	〃
5～7	乳児・妊産婦・母子家庭医療費助成に関する条例改正	〃	〃
8	町農産物加工センター設置・管理等に関する条例制定	賛成多数	〃
9・10	財産取得(第二中・緑小)	賛成全員	〃
11・12	H7年度会計補正予算(2件)	〃	〃
13	H8年度一般会計当初予算	賛成多数	〃
14～17	〃　特別会計当初予算(4件)	賛成全員	〃
18	市町村職員退職手当組合規約変更	〃	〃
陳情第 1号	新たな「食料・農業・農村基本法の制定」について	〃	採択
発議第 2号	同上についての意見書	〃	〃
1	住宅金融専門会社の不良債権処理に関する意見書	〃	〃
決議第 1号	入札事務の調査に関する決議	賛成少数	不採択

§議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：黒川英代・海老原平吉・磯辺香代・荒井英子・村尾光子の５議員

初議会は人事議会

報告；磯辺香代

★議　長に　舘野正明　議員

＊舘野正明議員が議長に立候補を表明した。立候補者が１人だったのに、選挙をした。私はとっさに、立候補していない村尾さんの名を書いて投票してまった。開票してみると「村尾光子」と書いた人が、あと２人いたようだ。

舘野正明議員	１２票	
村尾光子議員	３票	←この３票は有効と扱われた。これでいいのかしら。
無効	２票	

★副議長に　上野喜八郎　議員

＊副議長には上野喜八郎議員と村尾光子議員が立候補を表明した。所信を述べ投票へ。

上野喜八郎議員	１２票	←　議長選と符合する数字である。
村尾光子　議員	５票	

★常任委員会委員（議長一任、正副委員長は委員の互選）

（敬称略）

総務（６人）	◎◆早川進 伊沢栄一 舘野安光	○上野喜八郎 小池勝市 舘野正明
教育民生（４人）	◎黒川英代 塚原洋	○高山映 ◆村尾光子
経済（４人）	◎大島将良 小林包房	○◆海老原平吉 荒井英子
建設（４人）	◎◆伊沢剛 伊沢義雄	○磯辺香代 飯野兵二郎

この事業をすすめるために
結城・石橋線沿いの大きないちょう
の木が移植される。いちょうにとって
移植は大外科手術。耐えて生き続けて
ほしい。・雌の方の木は切られることになっている
とか。・長年、仁良川の人々の生活と共にあった
夫婦のいちょうが"都市化"によって
ひき離される。都市化の功と罪を思い
涙。……仁良川はすでに
都市計画決定済。

【◎；委員長、○；副委員長、◆；広報委員（「議会だより」の編集）】

＊荒井・村尾・磯辺は別々の常任委員会へ。経済常任委員会の守備範囲は農業の割合が大きい。建設常任委員会は道路整備、下水道整備、仁良川の区画整理事業、水道事業が主である。

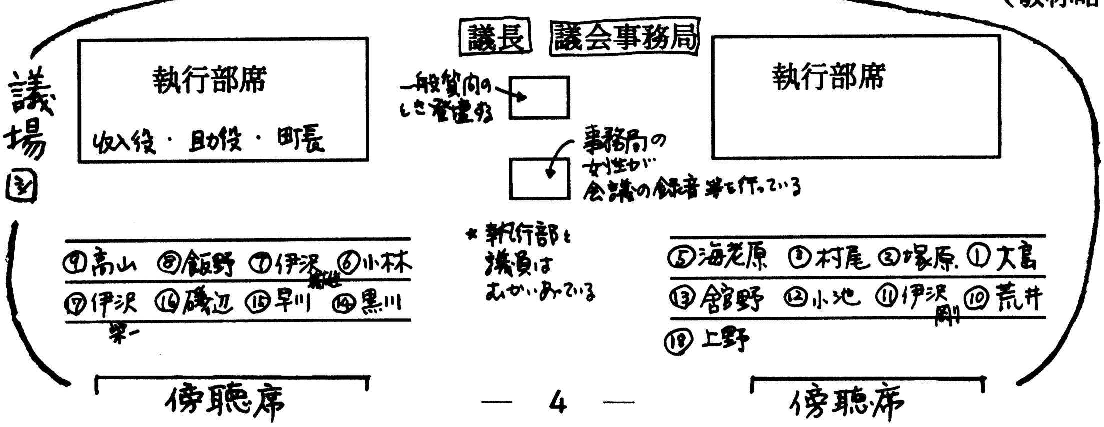
★その他の委員・議員　（敬称略）

議会運営委員会委員 （4名；議長一任）	◎舘野安光　○飯野兵二郎 伊沢義雄　塚原洋 （◎委員長　○副委員長）
南河内町消防委員（議長一任）	高山映　荒井英子　磯辺香代
南河内町表彰審査委員 （5名；議長一任）	伊沢栄一　小池勝市　村尾光子 早川進　海老原平吉
小山広域保健衛生組合議会議員 （2名；いきなり投票の選挙） ◎当選者	◎飯野兵二郎　6票 ◎小林包房　6票 小池勝市　2票 村尾光子　1票　無効2票
自治医大周辺下水道組合議会議員 （3名；小山広域に同じ） ◎当選者	◎舘野安光　6票 ◎塚原洋　6票 ◎村尾光子　4票 小池勝市　1票

＊常任委員・議会運営委員は２年の任期。議長・副議長の任期は本来なら４年だが本町では２年で交替している。議会の外に出向く役目はふつう議員任期と重なる。
＊消防委員は新人が勤めるのが恒例だとのこと。消防点検の時、制服着用のうえ立ち会い、敬礼などすると聞いた。「グリーンタウンには地域消防団がないから、任期中にできるように働きかけて下さい。」と先輩議員より助言あり。
＊議長選に始まり、下水道組合議会議員の選挙まで、１２という数字はつきまとっていた。初めて議会にのぞんだ者にも、主流派の輪郭は感じられた。

★議席の指定
（全員協議会の時、くじで決めた仮議席を議席とした。ただし副議長は18番、議長は19番と決まっているので、正副議長が決まってから少し移動があった。議席が19番まであるのは、4番を無くしているからである。）

（敬称略）



★談合疑惑、議会は解明せず！

― １００条調査特別委員会設置案、またしても否決 ―

昨年12月、吉田東小学校給食室・ランチルーム建設に関して談合金の授受があったとして設計業者２社が逮捕され、他の公共施設にも噂が絶えないとの新聞報道がありました。

12月定例会にて、入札事務に関しての調査特別委員会(100条委員会)設置案が否決されたことはまだ記憶に新しいことと思います。

当時、本会議での反対意見表明はありませんでしたが、後刻、数人からその理由を聞きました。①議会が特別委員会を設置して調査すれば警察の捜査を邪魔することになる。

②議員の任期満了まであと数ヶ月しかないので改選後に設置すればよい。

③いろいろあって賛成できない。

①については「警察の捜査と議会の調査は自ずと目的が異なり、特別委員会設置は何ら問題はない」(県地方課)と確認してあります。②については確かにその通りと思われたので、今回の再提案となりました。提出した文書は下記の通り、前回とほぼ同一です。

結果は、またしても賛成少数(６)で否決となりました。

賛成者：高山映・荒井英子・小池勝市・磯辺香代・伊沢栄一・村尾光子の各議員

係	事務局長	議長	供覧

南河内町議会議長　舘野正明　殿

入札事務の調査に関する決議（案）について

上記の決議（案）を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び南河内町議会会議規則第１４条の規定により提出します。

平成８年３月２１日

提出者　南河内町議会議員　村尾光子

賛成者　〃　磯辺香代

〃　〃　荒井英子

提案理由　昨年１２月、町発注の公共施設建築に係る設計委託に関して談合の存在が明らかになった。他施設にもうわさが絶えないとの新聞報道もあり、町民の行政不信は未だ払拭されていない。よって、真相や実態を把握し、不適正な事実があれば原因の究明と改善の方策を見いだし、公正かつ公平な行政執行確保と住民の福祉増進のため適正な事務処理とさせるため。

入札事務の調査に関する決議（案）

地方自治法第１００条第１項の規定により、次のとおり入札の事務に関する調査を行うものとする。

記

１．調査事項

（１）中央公民館東分館設計委託事務に関する事項

（２）第２中学校建築工事入札事務に関する事項

２．特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第１１０条及び委員会条例第５条の規定により委員１８人で構成する入札事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

３．調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項及び同法第９８条第１項の権限を入札事務調査特別委員会に付託する。

４．調査期限

入札事務調査特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

５．調査経費

本調査に要する経費は、４０万円以内とする。

《質疑》―提案者として説明した村尾が答える―

大島議員：H7年11月24日に司直の手が町に入った。その後、(ここにいる)数名の人が調査を受けたが何ら不正がなかったとの結論だった。国家権限のメスが入っているのに、何故調査委員会なのか。

【答】地方自治法に基づく100条委員会の目的は地方自治公共団体の事務についてであり、警察の捜査目的とは自ずと異なる。入札事務処理に関して適正になされたかを調査し、問題があれば改善させるのが今回の目的だ。

伊沢剛議員：警察の捜査で問題が無いとしているのに、何を究明するのか。誰を調査対象とするのか。

【答】あくまでも主眼は行政上の事務手続きの調査で、話を聞くのは役場職員が中心となろう。その過程で必要あらば業者など関係者においで頂くこともあり得る。入札制度そのものに問題があるとされたときには、制度の改善を求めるもの。

小林議員：何故(定例会)閉会間際になって提出したのか。手続き上、賛成者を得るために時間がかかったとのことだがその理由と、事前に少数の議員にしか話していなかったことの説明。

【答】今回の提案は、改選により議会構成が変わったから。議案提案には所定の賛成者が必要であり、その働き掛けは、まず、前回賛成者として名を連ねて下さった方からと考え、更には、重要な案件だからこそ一人でも多くの議員に名を連ねてほしいと考えた。結果的に必要最少限の要件を備えた文書が整ったのが提出した21日であり、その足で、議会運営委員会委員を訪問して取り扱いをよろしくとお願いした。前任期から継続している議員各位には再度提出であるから容易にご理解頂けると考え、新たに議員になられた方に事前に電話で知らせた。

《反対討論》

飯野議員：警察の捜査と100条委員会は紙一重で、偽証罪等で訴えるのは難しい。司直の手が入っているのでそれに任せたい。12月定例会で町長は入札制度を改善すると言った。町長を信頼する。

伊沢剛議員：①12月と同一趣旨とはいえ突然の提案は、よく考える時間がなく民主主義の根本を逸脱することだ。②司直の手により解明されている。この上究明するものがあるのか。③12月には何通かの匿名の投書を受け取った。その中には脅して議員個人の考えを変えさせようとするものがあり、許し難い。

小林議員：第２中学校の入札事務について反対する。H5年の定例会にて小池議員の質疑(注：第2中建築の工事請負契約締結議案について小池議員より『談合の噂がある』との質疑があったが、結局は議会は賛成した。)について、その後の一般質問等について、議員各位はすべて了解している。

《賛成討論》

荒井議員：昨年この議案が提出されたときは、一住民として傍聴席にいた。その時の結果に腹立ち、あきれた一人だった。世論も疑惑の真相より、議会の対応への不信感が強かったようだ。今回、改選により新体制での議会となり、私自身立場が変わった。議会の一員として機能を果たすためにも、町の事務手続きに手落ちがなかったのか、きちんと調査し、世論に応えたい。議会は世論を受けながら、世論と共に歩むものと考える。

磯辺議員：南河内町は、大きな公共事業が続いている。このような時期だからこそなおのこと、疑惑というものを寄せ付けない毅然とした自治体であるべきであったのに、住民の多くの方から疑いの目で見られる結果となってしまった。もしこの疑惑が本当であるとしたなら、町の行政手法には、一般の商取引では考えられない程の、金銭や契約に対するルーズさがあると言わざるを得ない。

12月の定例会で、町長・助役より反省と善処の弁があったが、今までの方法のどこをどのように工夫されるのかわからない。まずは、どこにこのような疑惑をうむ原因あるのかを解明すべきだ。黒いうわさを包み込み温存するのは非常にマイナス。速やかに調査して、住民の皆さんの信頼回復を図り、その信頼に応えようとの気持ちを新たにしたい

1996.3.25

朝日新聞
H.8年
3月25日

談合疑惑で百条委設置

提案が不採択に

南河内町議会

南河内町の定例町議会で二十二日、町発注の小学校給食室工事の設計をめぐる談合が昨年十一月に摘発されたことを受けて、町の入札事務の調査を目的とする百条委員会の設置が議員提案されたが、反対多数で不採択となった。

村尾光子議員が「談合が明らかになったが、他施設にもうわさが絶えないとの報道もあり、町民の行政不信はいまだ払拭（ふっしょく）されていない」と提案理由を説明した。そのうえで、①中央公民館東分館設計委託事務と第二中学校建設工事入札事務の調査②入札事務調査特別委員会を設置して調査する、などの内容を提案した。

これに対し、委員会設置に反対する議員から「すでに司法の手で究明されている」「議案が突然出され、提出が遅い。十分審議できない」などの意見が出た。

昨年十二月にも村尾議員から同様の議案が提案されたが、反対討論もなく不採択になっている。村尾議員は、二月の町議選後初めての定例議会のため、再度提案したという。



1.「町づくり」に関する町長の基本的な考え方について。

2月19日（月）サンケイ新聞（栃木版）、南河内町についての記事における町幹部のコメントに関して、町長の見解を伺います。

2/19（月）
サンケイ新聞
抜粋

いわゆるサラリーマン世帯が多いグリーンタウンでは、町での生活の主役は女性。自治会長に女性が目立つのも、農業を主体とする他地区には見られない特徴だ。

町政懇談会に提出された要望事項も、「家畜の悪臭が改善されず、ハエも多い。早急の解決を望む」「図書館、児童館などの施設を充実してほしい」など、生活に密着したものが多い。

しかし、こうした要求が

町や他地域との摩擦も

町側や他地域との摩擦を起こしているのも、事実のようだ。

ある町幹部は「臭いといわれても、家畜の方が早くからここにいたし、あれを造れ、これを買えといわれても、潤沢な資金があるわけでもない。グリーンタウンに新設した三つの小中学校の建設費で町は約百三十五億円の借金を背負い、それを二十五年ローンで返済中だという事実を住民は知らない」とこぼす。

町全体の人口に占めるグリーンタウンの住民の割合から考えると、新住民代表の町議数は少ない。しかし「町議を送る会」の壁田代表は、「町との調和を考えると、これ以上候補は立てられなかった。いずれにしても、他地区と勝負する、というような形にはしたくない」とも。

首都圏のベッドタウンとしての開発が進む本県だけに、新旧住民の調和をいかに計るかは、南河内町だけの問題ではなさそうだ。

【質問】

「なにも知らない住民は高価なものを買い与えたのに、まだあれを買えこれを作れとうるさいことだ。ローンが終わるまで静かにしておれないものか。」このように読めますがいかがでしょうか。新住民というのは、この町に喜んで受け入れられていないのではないか、お荷物になっているのではないかと感じさせられるものがあります。

しかし、ニュータウン開発は町の選択です。人口増加、それに伴う町の活性化と税収の増加。いろいろなメリットを考慮して町は開発に踏み切ったはずです。新しい南河内町づくりが、すでにスタートし、もう後戻りはできないのですから、財政事情の苦しいところをいかに上手にきりぬけていくか手腕が問われる時に、精神的・物理的要望全部ひっくるめて、学校建設を持ち出して押さえていこうというやり方は、問題の本質をすり替え、住民の心にわけのわからぬ不満を蓄積します。

要望・要求の実現がなぜ無理なのかを、多角的に誠意をもってご説明願いたい。情報を公開して住民が納得のいく説明をしていただきたい。もっと合理的で建設的な意見のやり取りにたえられる町幹部であっていただきたいと思います。

私は新旧住民がお互いの生活についての理解を深め尊重しあえる町民どうしになっていくことが、これからの私たちの大切な課題だと思っています。その基盤なくしては、本当の意味でのこの町の発展と成熟はあり得ないと考えますし、相互理解のムードを醸成することがニュータウン形成期に町長という要職にあられる坂本町長にとっての政治的使命であろうと考えます。

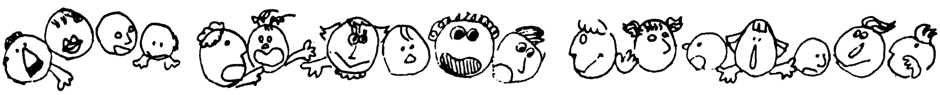
この大切な局面にあって、町長の側近であり町長のお気持ちを一番深いところで共有なさっているはずの町幹部の方が、対立を助長するようなコメントをだしてしまわれる現実についてどうお考えになられるのかお伺いします。

【町長】（答弁骨子）
新聞の記事は、軋轢を際立たせる意図で書かれていて、その中でのコメント。うのみにして言及はできない。使用されている“新住民”という言葉に不快感すら覚える。新旧関係なく、南河内町民は心豊かなすばらしい町民である。記事にとらわれずに、行政と町民が協力して“住んでよかった町”の実現を目指したい。住民間の相互理解は促進しなければならない。自分の仕事である。

＊町長は、新聞の記事を批判的に扱うことによって、コメント自体を無意味にし、町幹部をかばった。「町幹部がこういう発言をするのは、私の責任である。」とはおっしゃらない方向で論を組み立てていらっしゃった。サンケイ新聞の方へは、作為的な表現はなかったかどうか、事前に確認させていただいてあった（もちろんニュースソースは秘密であった）ので、「きちんと取材をして正確に書かれている」と反論すべきだったかもしれない。しかし、わたし自身、記事に執着して「町幹部とは誰か」「町幹部の発言は日頃の町長周辺の空気のあらわれではないのか」などと突き詰めていく方法は避けようと考えていたので、記事弁護は省かせていただいた。そのことよりむしろ、このような発言を聞いた“新住民”はいったいどんな気持ちを持つのかを率直に陳べてみたかった。過去に、この類いの表現を何度聞かされただろう。“西高東低”というのもあったなあ・・・・・。

＊質問終了後、議員控え室で、「“新住民”という言葉は、私たち公人からやめにしましょう。」と議長がおっしゃった。O議員も「“西高東低”という表現もいけないですね。」と。・・・・・・まずは形から。

＊結局、町長に質するとしながら、私は南河内町に私なりのラブコールを送った。調査特別委員会を設けたいのも、一町民として町を愛するがゆえなのである。決して新旧対立のゆえではない。一町民として、南河内町が筋の通った“賢明な町”であることを願うからである。（3月22日に私たちは3人で調査特別委員会設置の提案をした）



2.高齢者福祉について

南河内町は、平成6年に「高齢者保健福祉計画」を策定しました。ワイズマンというコンサルタント会社に委託して約600万円をかけて作成し、要約版は各家庭にも配布されています。今回の質問はこの「計画」をふまえて、目標達成年の平成11年をにらみながら、現在どこまでの達成がなされたのかを具体的に伺うものです。

①町内の要援護高齢者の実態とニーズを担当課はどのように把握しているのか。

【住民福祉課長】
寝たきりの方６２人。家事援助が必要な虚弱な方１４人。終日介護にあたっておられる方６０人。実態の把握は各地区の民生委員・児童委員の方々によっている。

＊把握の仕方は承知している。私は、現在の南河内町の援助を必要としている高齢者のニーズを担当課がどれほど具体的に把握しているかを聞きたかった。また、その状況を深刻と受けとめているのかどうかを知りたかった。このような問題に取り組む時、首長はもちろんだが、担当課長の現状認識と将来への展望が鍵となる。そこを聞きたかったのだが、うまくいかなかった。質問の仕方が悪かったのだ。しかも、⑷～⑹の再質問にこだわっていたので、⑴についての再質をとばしてしまった

②ホームヘルパー（家庭奉仕員）・訪問看護など、マンパワーの確保は現在どの程度（何人）か。

【住民福祉課長】
ホームヘルパーは、町の職員が２名。登録している方が３名。ホームヘルパー・訪問看護共に、対象者は１４名である。

③②の人数にて、何人の方に週何回何時間のサービスが可能か。
（平成７年度の活動実績をホームヘルパーを例にとって答えて下さい。）

【住民福祉課長】
国の基準は週２回２時間となっている。訪問の仕方は家事援助・介護援助・安否確認・友愛訪問と数種あり、また、週１回～３回とケースにより様々である。また、ホームヘルパー等はあくまでも申請方式をとっている。７年度は、対象者１４名に２名があたり、延べ８３５回の訪問をしている。尚、休日・夜間の訪問は行なっていない。

④８年度は、何の数値をどこまでもっていくのが目標か。

【住民福祉課長】　平成８年は、職員２名、登録者３名にて対応の予定。

＊昨年と同じ体制だ。　＊平成6年4月、全戸に配布された「高齢者保健福祉計画」（住民向け要約版）によると、ホームヘルパー2名を平成11年には19名にという目標値をはっきりと掲げている。各年度毎に増員をはからなくても19名という数値は達成できるのだろうか。どこの自治体でも今は目の色をかえて高齢化社会対策を行なっているというのに、随分のんびりしているのではなかろうか。

⑤ショートステイ・デイサービスの町内利用者はそれぞれ何人ですか。（Ｈ７年度実績にて）

【住民福祉課長】
ショートステイ２１名、デイサービス２７名。デイサービスは町内の特別養護老人ホーム「天寿荘」に併設のデイサービスセンターにて実施している。他市町との割り当てがあって、南河内町は１日１５人受け入れてもらえることになっているが、重篤な方が多く、現在は１日１０人まで。

＊ショートステイ；介護者が病気の時、急用がある時など、寝たきり高齢者等をホームで一時的に、お預かりする制度。
デイサービス　；介護が必要な高齢者をリフトバス等でデイサービスセンターへの送迎をし、入浴、給食、日常動作訓練などのサービスを行なう制度。

＊最近は、耳ざわりのハイカラなカタカナ言葉が、福祉用語にも増えてきている。すぐに皆が理解済みのこととして、一般に流通してしまうが、意味の理解しにくい言葉に出会ったら、民生委員の方等、専門の方に説明を受けるのが賢明と思う。知らないためにサービスを受け損なわないように。　＊現在、町内で二つのサービスを受けたいと登録している方は、３４名と聞いた。終日介護にあたっておられる方６０名からすると、登録者数、実利用者数ともに少ない。老人介護の壮絶さは経験した者にしかわからない。介護する人の疲労は、介護される側の悲しみとなる。介護を社会的なものにして、介護人の体と精神の、休息をはかりつつ在宅福祉は進められるべきだ。　＊しかし、「天寿荘」の受け入れ人数自体が少ないので、将来的には不安が残る。

⑥高齢者の受けられる福祉サービスのすべてがわかる一覧表を、利用条件の詳細併記のうえ、住民に配って下さい。

【住民福祉課長】
「くらしの便利帳」に掲載している。

⑥’「くらしの便利帳」の存在は承知している。しかし、その中の利用条件の表を見ると、例えばホームヘルパーの派遣をしてもらえるのは、「65才以上」「寝たきり」「ひとりぐらし」の３つの条件を満たす場合となっている。この３つの条件を満たす方は２４時間巡回型のヘルパー活動でないと、対応不可能である。掲載されている利用条件と週２～３回訪問の町の実際のヘルパー体制との間にはずれがある。また、「計画」にはホームヘルパー訪問の枠を広げていく旨、明記されてもある。利用条件が変われば速やかに周知をはかられたい。福祉サービスの情報は皆に平等に。（要望）

荒井英子の一般質問



お詫び
パソコンの調子が悪く、手書きとなってしまいました。
読みづらいとは思いますが、ご勘弁ください。

問1、福祉行政について

① 江戸川区視察について

☆平成8年2月8日、9日に保健、医療、福祉ネットワーク推進事業という名目で視察研修が行われていますが、このネットワークの現況を説明ください。
平成7年12月定例会において村尾議員の、保健、医療、福祉の連携強化を図り、サービス提供窓口の一元化に向け具体策をという質問に対して、行政機関の組織見直しを行い、高齢化社会に対応できるようサービス窓口の一元化を図るべく検討中という答えをされていますが、これに向けて具体的に話が進んでいると考えてよいのでしょうか。

☆江戸川区視察での成果、参考になった点を説明ください。

【保健衛生課・課長】

- 保健福祉の充実。サービスの見直しと方向性を探る目的で平成7年10月より開始。会議、事例検討、座談会を開催してきた。3月16日に講演会を予定している。
- 窓口の一元化は、県の機構改革に合わせて検討していく。連絡調整を密にしていく。
- 江戸川区視察は、推進事業の中で、先進地視察ということで行った。江戸川区はねたきり老人をなくす事業の推進、在宅で暮らすための在宅介護サービス・住宅改造費助成策を計画策定している。

○高齢化社会にむけては、縦割りの行政ではなく一人の高齢者・一つの家族にとって横につながった先取りのサービスが必要になってきます。サービスを受けるために右往左往する事のないよう、早急な窓口の一元化の実施を希望します。芳賀町では、保健課と福祉課を統合する機構改革を実施し、業務の円滑化と住民サービスの向上を図るとありました。

○在宅介護では、お年寄りの状態に応じて医師や看護婦、ヘルパーと各施設が連携することが不可欠になってきますが、家族の相談にのり、連絡をとってまとめる調整役、コーディネーターも必要になってきます。窓口の一元化が、すぐには無理ならば、こういう人材の発掘・養成をしていってもらいたいものです。再質問の時、ただ要望を言うだけに終ってしまい、ほしい答えを聞けずに終ってしまいました。

② 在宅介護支援センターについて

☆平成6年度に開所した特別養護老人ホーム（天寿荘）に設置することになっているはずですが、未だ設置されない理由は何か説明ください。平成8年度予算書の中にもこれに該当する予算項目が見当らないのですが、今後の見通しについても説明ください。

近隣では、上三川町が平成7年10月より開始しておりますし、石橋町もこの4月より開始されるようです。南河内町でも早期の設置をお願いします。

【住民福祉課・課長】
・財政情況から、設置はむずかしい。目標年度までには、設置したい。

○財政上困難と理由づけられると、妙に納得しそうになります。
しかし、政策のどこに力を入れていくかで、予算も引っぱってこられるはずです。高齢者保健福祉計画書の中には、在宅介護支援センターが整備された時点で、総合的な相談体制を整備し、在宅介護全般の専門的な情報を図り、申請業務の代行を実施するとあります。センターが設置されなければ、全くその段階へ進めないではないですか。

○老後、要介護状態になった場合、「在宅で生活したい」と希望する人の割合は、20～30代の老後の生活実感がわきにくい年代では、比較的「施設にはいりたい」と答える人が多いが、年齢が高くなるにつれ、在宅希望の割合は高くなり、65才以上では、7割以上の人が希望しています。

また、ねたきりの高齢者のねたきり期間は、3年以上が50%近くになり長期にわたっています。そして、主な介護者の年齢は、介護者の49%が60才以上、22%は70才以上となっており、家庭内で、高齢者が高齢者を介護している姿となっています。

このような介護期間の長期化や介護者自身の高齢化などに伴って家庭内における介護は、相当の負担となり重くのしかかっています。
こうした負担や不安を軽減するためにも在宅介護支援センターが必要となってくるのです。この重みを充分に理解していただきたいものです。
資料：厚生省「社会保障総合調査報告」（平成4年）

○質問終了後、住民福祉課長が、平成7年度に特別養護老人ホームを開所した場合は、在宅介護支援センターを併設しなければならなくなったと教えてくれました。1年早く特養ができたことで、サービス面で俟たされることになってしまったようです。

③ 介護手当について

☆ねたきり老人等介護手当ということで支給されていますが、現在の支給額と人数を説明ください。
また、今後に向けての方針について説明ください。

[住民福祉課・課長]

・支給額＝3000円。支給人数＝42名。
・現在は、半年以上ねたきり状態で、65才以上の方が対象であるが、60才以上まで拡大していく方向。

○在宅のねたきり高齢者・痴呆のある高齢者を介護している方に対し、手当を支給することにより、その労をねぎらうとともに福祉の増進を図る——。
これは、予算概要書の中で見つけた介護手当の名目でした。

しかし、3000円とはなんとも中途半端な額ではありませんか。全国の8割の市町村が介護手当を支給しています。支給額としては、県内の市の平均が1万円前後で、栃木市は新年度より1万5000円とし、在宅の介護者が2人いる場合は、月の支給額も倍の3万円が支払われるようです。町の支給額では、石橋町が5000円、国分寺町3000円、上三川町3000円、野木町3000円となっています。

まわりがやるから、うちもやる。支給額も右へならえ、そんな印象しかしてきません。支給額を増やせと要望しているのではありません。中途半端な手当を支給することにより、家族に介護を押し付けることになったり、本来の目的に使われず生活費になったりしてしまいます。
介護手当は、在宅介護支援センターや介護サービスが伴って、初めて効果がでてくるものです。介護サービスの充実を図る施策をお願いしたいものです。

—雑感—

支持者の方々から、第1回目は様子を見てくるだけで充分という暖かい励ましを受け臨んだ定例会でした。一般質問は、自分の頭の中がバラバラにならないよう福祉の一点にしたのに、緊張のあまり答弁を聞き取るのがやっとの状態で、突っ込んだ再質問が出来ずに終わってしまいました。お恥ずかしい限りです。

―講演― 『大和町における保健、医療、福祉のネットワークづくり』

「ひとりひとりの生活を尊重した
　　在宅ケアサービスをめざして」
―大和町の医療保健福祉の連携―

講師：長谷川　まり子先生
（ゆきぐに大和総合病院
　訪問看護部　婦長）

上記演題で、3月16日ネットワーク推進事業による講演会が開催されました。その時の講演内容を荒井のメモより簡単にご報告いたします。

「住んでみたい町」…。福祉への先進的な考え方、取り組み方に感動いたしました。もし、もう一度住み換えることがあるのなら、住みたい町の第一になりました。

大和医療福祉センターの施設配置



保健センターのこと
（保健婦5名）

○国民健康保険町立ゆきぐに大和総合病院
（58年4月へき地中核病院指定）

許可病床数　199床（一般病床）

診療科目　・内科・和漢診療科・神経内科・外科・胃腸科・肛門科・形成外科・整形外科・小児科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・呼吸器科・泌尿器科・精神科・皮膚科・循環器科・理学診療科・放射線科・歯科・口腔外科・矯正歯科・小児歯科

脳外科と精神科の入院がないだけの町立総合病院
住民・職場の健康診断も全てOK8、1～2時間で終了。

この講演会には、担当課長はじめ、町長、議長も出席していました。この講演会が心の底まで届いている事を期待し、町の施策に取り入れられる事を楽しみに待ちたいと思います。

村尾光子の一般質問



問１．ごみ問題について
(１)ごみ減量化・分別収集推進検討委員会の活動を充実させるため、次のことの実施を求める。
①諮問事項、研究テーマを具体的に明確にする。
②町長は会長に就任しない。
③充て職の委員選任は最少数にし、公募枠を広げる。
④廃掃法第５条２項に規定された廃棄物減量等推進審議会、若しくは地方自治法第１７４条による専門委員として位置づける。

【保健衛生課長】①そのように努める。②会長は町長という現体制のまま続ける。③任期満了に伴い、現在１０名程度公募している。応募者が多いときは多少オーバーしても良い。④法的なものとしては行わない。

【町長】検討委員会は素晴らしい活動をしている。これ以上法的に格上げしたものは考えない。格上げ云々の問題ではない。

ごみ検討委員会は2年の任期で活動してきた。委員は議会代表2名、農協1名、商工会1名、北部清掃センター運営協議会1名、自治会長10名、保健委員10名、公募委員10名で構成されている。この3月末日で3期目が終わる。これまで委員の出席状況はあまり芳しくなかった。会議が日中に開催されるので、職業をもっている人には出席しにくいこともある。だからこそ,重要課題であるごみ行政に関わることを協議し、実践している委員会なのだから、委員がもっと意欲を持って参画できるよう条件整備をしてほしい。非常勤特別職として位置づけしてきちんと報酬を支払うべきではないか。1回1000円の費用弁償だけではまったくのボランティア活動だ。意欲を持って応募した人ならともかく、充て職の委員は困惑するだろう。「素晴らしい活動をしている」だけでは、質問への答えにはなっていない。

これまで任期の区切り毎に、委員が自主的に活動のまとめと行政への提言をしてきた。会長(町長)が町長へ提言するという何ともへんな具合になっている。

こんな状態を不思議とも思わぬ人がたくさんいるのだな——。

(2)ごみの最終処分場確保の現況と見通しについて説明を求める。
委託業者による次期処分場予定地（福島県小野町）周辺では住民の一大反対運動があるが、この現状をどう認識しているか。
自区処理が原則とされている(廃掃法第６条)が、町及び小山広域保健衛生組合は、どのように認識し、どう対応するのか。

【保・衛課長】H7年3月にいわき市・小野町と設置者間で公害防止協定が締結されている小山広域組合としては管内に処分場用地確保が困難なので管外に求めざるをえない。反対運動が起きていることは承知しており、反対住民の想いは察する。資源化・減量化を更に推進し、最終処分量を減らす努力をする。

(3)徹底したごみ減量化を図るためには、小売店との共同戦略が不可欠であり、包装材の利用自粛や改善策を強力に働きかけるべきである。
これまでの実績と今後の方針を問う。

【保・衛課長】これまでは特に対策を講じていなかった。町内業者と充分な協議を進めながら実施する。

問2．福祉行政について
(1)ＪＲ自治医大駅エスカレーター設置事業の進捗状況説明を求める。

【都市計画課長】H7年度中に県・国分寺町・南河内町・ＪＲとの協議が終了し、H8年度6月頃、施工者は国分寺町として国庫補助事業の申請をする予定。9月には着工の予定。

(2)訪問看護ステーションについて
訪問看護ステーション用地として、祇園1丁目内にて公団分譲募集され、応募者があったと聞いている。応募者、契約成立の有無、事業計画等の説明を求める。また、町としてどのように活用し連携を図るのか。

【保・衛課長】1名の応募者があり現在審査中で、3月中に売買契約をすると聞いている。契約後、県にステーション設置の申請をする。応募者は公表の段階ではなく、承知していない。開設されれば充分な連携を図りたい。

訪問看護ステーションは在宅介護支援センターができてから、と聞いていたので実現するのは早くてもH11年以後なのか、と半ば諦めていた。公営であれ、民営であれ、こうした機関ができるの大変喜ばしい。早期に実現してほしい。

でも、やっぱり気になる。3月16日のゆきぐにやまと町の医療•保健•福祉のネットワークについての話では、サービスの『量と質』を確保するため公営でしているとのことだった。いかに連携するかが大きな鍵になるのだろう。

問3．選挙事務について
今回の町議選が無投票となったことについて、住民への周知方策に配慮が欠けていた。どのような見解か。
届出締め切りまたは翌日の時点で、ポスター掲示場、広報車等を利用して公報すべきではなかったか。投票所への掲示も無かった。

【総務課長】公職選挙法には何ら規定がない。規定がないことを実施するのはいかがなものか。今後よく検討する。

予定されていた2月18日の投票日朝は，前日来の大雪だった。そんな中、無投票になったことを知らずに投票所へ足を運んだ方もあった。町議選が無投票になったのは町政施行以来はじめてのこととききいたので、選挙管理委員会にも戸惑いがあったと思う。でも、法に規定されていないからと言って何も講じないのは、住民サービスに欠ける。たまたま14日の朝刊を読み損ねた人は、知らなくて当然なのだから。

傍聴感想

始めて傍聴したなんて恥ずかしい私ですが、１３日と２２日の二日間だけでしたが私の一言の感想です。
大都会に住んでいた住人がいきなり純農村に移り住んで、生活の状況がお互いに変ってしまったように思います。大都会と農村（この町）とのギャップがあり過ぎるのではないでしょうか。議員様お一人おひとりが相手に立ったものの受け止め方をして、少しずつ馴染んでこれからのまちづくりをして頂きたく思います。

Ｋ．Ｔ

任期満了に伴う改選後の初の定例議会（3/12～3/22）の期間中、3/13の一般質問を傍聴した。今回はグリーンタウン出身の３人の議員がそろって登壇するというので楽しみにして出かけた。同じような方が多かったのか傍聴人は２０人も数えた。新人の２人も初登壇したが、なかなか落ち着いて堂々としている。町政にも女性の視点は絶対必要と思うし、利害関係の無い公正な立場で論議する事も不可欠と思う。残念ながら今まではそのような議員が１人しかいなかったが、今度は３人に増えた。まだまだ数は少ないが、活躍を期待したい。

さて、村尾さんの一般質問は大きく分けると、１）ごみ問題について、２）福祉行政について、３）選挙事務について、の３点だった。

１）については、「ごみ減量化・分別収集推進検討委員会」で活動している村尾さんの現場からの生の声にもかかわらず、何とも気が抜けたというか噛み合わない答弁。もう少し実際に携わっている人の声（意見）に耳を傾け、真剣に取り組まないとごみ問題は改善されないのではないか。３）については、無投票となったことを住民へ周知させる配慮が欠けていたのではとの指摘に対し、その答弁はいかにも事務的で誠意が感じられなかった。何も知らずに当日投票所へ行った人がいたのも事実であり、無投票ということが初めてだったにしても、もう少し工夫すべきではなかったか？

続いて3/22の最終日にも傍聴した。新年度予算審議結果委員長報告、質疑・討論、採決が行われた後、「住専不良債権処理に対する意見書」など追加議員提案が５件審議された。４件まではスムーズに進んだが、最後の入札・談合問題に関する調査特別委員会設置の提案では一波乱。前回（95/12）は反対討論もなく否決されたが、今回は４、５人の反対討論があり、賛成討論も２人と活発に展開された。結果は6対１２（前回は4対１２）で否決。反対討論の内容は本質からそれていると感じたが、追加議員提案では従来こんなに反対討論はないということだ。これはどう受け止めたらよいのだろうか。この議員提案が出されると議長より３０分の休憩が提案され、議員達は議員控室に召集された。その間傍聴者にはなんの説明も無い。議員控室ではどんな話し合いが行われていたのだろうか。

私は素人でもあり、傍聴経験も少ないのでいろいろ言える立場ではないが、今まで人任せで知らなかったことが随分あるような気がする。議会という所も思ったより気軽に傍聴できるので、関心のある方は是非一度出かけることをお勧めする。今回のように、たくさんの傍聴者がいると議員の皆さんにとっても張り合いがあり、意見も活発に出て議会の活性化につながるのではと期待している。

（H．M）

第１回定例会最終日に傍聴した。はじめてのことで興味津々と出かけた。
新人議員方の発言は、日数も浅いのに経験議員の方にも負けず劣らずとても頼もしくさえ思った。
次に素朴な疑問を二つ持った。
議場では議員番号で呼ばれるのはどうしてだろう。傍聴者にもわかるよう名前が使われないのかということと、二つ目は、最後に出された案件で「百条委員会設置」に関する討議では、反対意見の内容としてすでに事件として終わった事であるとか議案として予め提出される通告が間際だったので驚いているといった粗末と思える反対理由しか出なかった。なのに反対者多数で否決された。何故なのか。臭いものにはみんなで早く蓋をしろというのではなく、原因究明する場が持てないのか。
あのような結果では、反対議員たちは何かあったのかと疑いをもたれても仕方がな
一番身近な地方自治に、もっと関心を持とうと思った。

— U —

議会って、ワンダーランド！

３/６　臨時議会　　議長選出

新人４人を含む新しい町議会が始まった。早速、議長選出。
何も知らない傍聴者の目前で、なぜかすべてわかっているらしい議員達がシナリオ通りに進めて行く。「決められた通りにやんなくちゃ！」なんていうささやきが私達にまで届いて、ちょっと滑稽なくらい学芸会の感あり。（失礼！）　そして、シナリオ通りに舘野議長、上野副議長決定。このシナリオはいつ、どこで、誰が書いたのかしら。議論なしですべてスムーズ。何も議論せずにとても大切なことが決まるのってとても不思議。あ、これが世の中で言う「事前協議・事前合意」ってやつなのかしら。

３/１３　定例会　　一般質問

一般質問・答弁・再質問・再答弁のスタイルで淡々と進む。答弁の多くが「関係諸機関と協議して、関係団体に図って…」諸機関って何なのか、団体ってどこなのかはっきりしない。みんなわかるのか、わからないのか、わからない。３回の質問限度に達したらわかっても、わからなくても「はい、おしまいです。」我らの新人、磯辺・荒井両議員も村尾議員も緒戦善戦したものの、のれんに腕押し、糠に釘確たる答弁を得られぬまま終わってしまった。町長と役場と多くの議員のみごとで不思議な連携プレーに私はアリスになったような気分。

町議会は、傍聴者が聞いても理解できるような開かれた議論をしてほしい。もっと簡潔なことばで、もっと明瞭に、もっと的確に、質問および答弁されることを強く望む。

— 南河内のアリス —

★Ｈ８年度の一般会計予算 —— 主な事業 ——　（単位万円）

議会費	議員報酬・期末手当(18人) 7148, 議長交際費 68, 海外地方自治行政調査派遣(1人) 55, 議員研修(18人) 120, 会議録調整委託 91.1
総務費	行政事務連絡員報酬(自治会長 57人) 970.5, 自治会振興費 385.5, 班長事務費 600, 自治会連合会補助金 20, 町長交際費 170, 町民海外派遣 400, 海外地方自治研修(職員1人) 50, 行政カレンダー発行 517.6, 広報発行 689.7, 誇れるまちづくり事業(講演会, 東部運動広場再整備) 1609.7, 町民まつり 730, ふれあいプラザ建設(H7より継続) 132065.3, 農業集落排水事業会計繰出金 1540, 水道事業会計出資金 500, 町税前納報償金 2029.1, 納税奨励金(納税組合へ) 167, 各基金積立 1281, 償還金(公共用地取得分6件) 6908,3
民生費	民政事務調査審議会委員報酬(32人) 242.5, 敬老年金(80歳以上, 1万円) 600, 100歳長寿祝金(1人) 30, 長寿記念品(90歳以上 67人) 60.3, 敬老記念品(70歳以上 1670人) 250.5, 老人施設入所措置費 8678.4(うち町負担1/4), ショートスティ事業費(444件) 192.6, ディサービス事業費 2399.6(町負担1/4), ねたきり老人等入浴サービス事業(15000円/回, 受益者負担は無い) 432, 更生援護施設入所措置費 2132.4(うち町負担1/4), ねたきり老人等介護手当(介護者へ3000円/月) 158.4, 特定疾患者福祉手当(2500円/月) 165, 更生医療給付費 279, ふれあい福祉運動会 55, 老人クラブ補助 290.4, シルバー人材センター補助 926.7, 社会福祉協議会補助(家庭奉仕員2名給与含む) 2975.9, 重度心身障害者医療費 804.2, 老人等生活用具給付費 381.7, 国民健康保険事業会計繰出金 2177.8, 児童手当 2636.5, 学童保育育成会(GT)委託費 275.6, 保育事業(東・西・わかくさ委託費) 5467.2, 乳児・妊産婦・一人親家庭医療費 745.9, 長寿社会づくりソフト事業費 (エコライフまつりへ) 200,
衛生費	小山広域保健衛生組合負担金(ごみ・屎尿処理, 斎場等) 23497.3, 老人保健会計繰出金 7590.5, 保健委員手当 416, 三種混合・麻しん・風しん個別接種委託費 1828, 成人病検診・健康診査等 3421.7, 資源化ごみ回収報償金 50, 生ごみ減量化対策推進事業(コンポスト・密閉容器) 50, 生ごみ高速堆肥化装置(1基) 231.8, 廃棄物収集運搬業務等委託費 2639.8, 合併処理浄化槽設置補助 630,
労働費	勤労者体育センター管理委託 138.2, 備品購入 28, 修繕費 80, 光熱水費 275.6
農業費	農業委員会委員報酬(17人) 442.5, 産業委員報償費 116, 農業用廃ビニール処理対策事業 5, むらづくり推進事業 995(うち西田中公民館建設補助 約900), 認定農業者等育成対策事業 312.4, 病害虫防除事業補助 557.5, 首都圏農業確立推進事業 170, 首都圏農業確立対策事業 197.9, 畜産経営改善対策費 624, 家畜自衛公害防止対策費 250, 農業集落排水事業会計繰出金 46308.3, 転作奨励

	金交付事業 1395, 集落転作促進事業 250, 町単水田営農活性化特別事業 250, 地域特産品育成対策事業 510, 農協指導事業費 60, 農業後継者支援事業 51.8, 農産物加工センター費 2151.1(うち施設管理臨時雇賃金 216.4, 加工指導・施設保守管理委託 281, 味噌醸造保管庫建設 500, 加工者協議会補助金 700)
商工費 0.3%	商工会助成金 700, 商工会事務局環境整備事業 225, 商工会地域振興支援事業 20, マロニエフェア 25, 観光資源開発整備事業(農産物加工センター周辺植栽) 1170, 町紬振興協議会補助金 10
土木費 10.6%	町道等清掃費委託費 1148.9, 道路改良(12路線) 21343.7, 舗装新設(4路線) 4750, 舗装修繕 600, JR自治医大駅エスカレーター設置負担金(H7～継続) 2500 駅東駐輪場・連絡橋実施設計負担金 1477.6, 仁良川土地区画整理事業(第一地区) 11699.8, 同(第二地区) 1465.7, 生け垣づくり補助金 480, 都市公園管理委託 3899.4, 自治医大周辺下水道組合負担金 4913.1, 街路樹管理委託 1000,
消防費 5.0%	石橋地区消防組合負担金 26394.7, 非常備消防団員報酬(200人) 1241,
教育費 15.4%	英語指導助手報酬 365.9, 各種大会参加バス借り上げ 679.4, 中学校各種大会参加補助 600, 関公費償還金 7234.9(祇園小 2516.4, 祇園小用地 367.9, 幼稚園用地 1304, 第二中 1524, 緑小 1522.6), 学校図書館蔵書整備 316.2, 山村ふれあい留学(20人, 4泊5日で秋田県五城目町へ) 63.3, 空調設備設置(薬師寺小吉田東小・吉田西小) 3809.5, 吉田西小体育館用地造成・建築設計 2648, 薬師寺小1階廊下等改修 905.9, 特殊学級設備整備 545, 町立図書館図書・視聴覚資料・雑誌等購入 1028.7, 中央公民館改修(土足化・ホール照明等) 990, 町民体育祭 544.5, 郡民体育祭 147.6, 東部運動場・五千石球場再整備(～10年継続) 4740, 体育協会補助 135, 文化協会補助 30, スポーツ少年団補助(6団) 30, 下野薬師寺跡保存整備(公有化・物件補償) 7001, 発掘調査 6115.6, 別処山資料館民具収集整理 77.5, 町史発刊(通史編2巻) 2205, 女性問題懇話会設置 14.8, 婦人教育費 155
7.6% **公債費** 6.7%	地方債元金償還 20055.5, 地方債利子 28714.5

8年度一般会計予算について（３／１５）

歳入64億1800万円。8年度の町債は11億150万円。財源の17.2%にあたる。昨年の当初予算における町債発行額は5億7570万円。9.8%だった。今年度はさらに増えた。

【町長説明】

平成7年度末までの町の借金は

119億6000万円　(地方債＋債務負担行為)

・内、学校建設に関わる費用は今のところ92億8500万円である。
・平成11年～12年に公債比率がピークとなる見込み。
・ふれあいプラザで大きなプロジェクトは終了予定。

★一般会計当初予算額は６４億１８００万円

【歳入のうち主なもの】

町税　２３億５２２２万円
- 町民税　10億9774万円
  - 個人分　10億円
    - 給与所得　90%
    - 農業所得　3%
    - 営業所得　3%
    - その他　4%
  - 法人分　9000万円
- 固定資産税　10億2313万円
- 都市計画税　1億6045万円

地方交付税　１２億５６００万円
基金繰入金　７億５９９６万円
町債　１１億０１５０万円

※すべてを含めた借金は…１６８億１２７万円：Ｈ８年度末見込額

一般会計町債	７６億５２５３万円
〃　債務負担	７３億０６８３万円
農業集落排水事業	１１億３８８６万円
水道事業	３億８１１０万円
下水道事業	３億２１９５万円　：自治医大周辺下水道組合南河内町分
合　計	１６８億０１２７万円

←小山広域保健衛生組合と石橋地区消防組合での南河内分起債は含んでいない

合算してみると莫大な額だ。８年度の公債費（借金返済金）は4億8797万円で歳出に占める割合は７.６%。H12年頃までは年々増加するのだから苦しい財政状況であることはよくわかる。一般会計予算の採決では、村尾は次の理由を述べて採決には加わらなかった。反対すべきだったかな？

①医療・保健・福祉の一元化は、高齢社会を控えた今日、最重要な行政課題だ。住民にとって最も身近な窓口となる在宅介護支援センター設置の予算措置がなされていない。H7年度は長寿社会づくりソフト事業の助成を受けて、自治医大地域医療が主体となってネットワーク推進事業が実施された。8年度はこの事業への助成金がないとのことから、何ら手だてが講じられていない。

②児童館建設はこの数年計画が逐次先送りされている。昨年の段階で関係住民にはH8年度設計、9年度建設と説明してきたにも拘わらず、今回も関係予算計上が無かった。

③農産物加工センター設置はこれからの農業振興に大きな役割を果たせるものと期待するが、主なる利用者は一組織にも拘わらず施設管理の臨時職員賃金計上や、参加する人々への賃金を含む補助金交付となっている。農業を守ることや、加工グループ育成には手厚い施策が必要だとの認識は充分しているが、手を掛けすぎると自主性を損なうことになる。また、一部集会所として機能を考えると 、住民に管理・運営のすべてを任せるコミュニティーセンターの場合とあまりにも異なり、住民の不公平感をもたらすことになる。

上のことから、予算編成上の財源配分方針に納得できない。

それにしても、国民文化祭が終了して、文化のソフト施策はどうなるのだろう。8～10年の3か年計画で東部運動広場（事業費3億2千万円）・五千石野球場（同4千万円）を再整備する。中央公民館改修費990万円と、つい比較してしまう。

★農産物加工センターがオープン、

― ただし、調理室の利用は加工組合員だけ ―

２月に落成した加工センターは４月から供用開始となります。管理・使用料に関する条例を定めました。

南河内町農産物加工センターの設置、管理及び使用料に関する条例　《抜粋》

（目的及び設置）
第１条　この条例は、農産物を加工し、その付加価値を高めることによって農業の振興に資することを目的とする農産物加工センターの設置、管理及び使用料について必要な事項を定めるものとする。

（職員）
第３条　農産物加工センターに必要な職員を置く。

（使用者の範囲）
第４条　加工センターの使用者は南河内町民とする。

（使用の許可）
第５条　使用者は、規則で定めるところによりあらかじめ町長の許可を受けなければならない。

（転貸等の禁止）
第７条　使用者は、許可を受けた権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（使用料）
第９条　使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）
第10条　町長は、特に認めたときは、使用料を減免することができる。

【使用料】

区　分	９～１２時	１３～１７時	１９～２１時
加工室	年額　３０,０００円		
研修室	３００円	３００円	４５０円
和　室	３００円	３００円	４５０円
加工室については、表中に定める額に、光熱費の額を加算することができる。			

※加工グループは一組織のみ。昨年、会員を募集し説明会を開いたところ、現時点で２５人程が参加希望している。独立採算制を前提とした組合組織としたい。将来はこの組合の中で、味噌・漬け物等の部会ができることになろう。

※施設管理は、使用状況を把握しながら、当面は町職員が兼務または臨時職員採用とする。

※H8年度、加工センター関係の予算は、２１５１万円。

《内訳》		
	臨時雇賃金	２１６.４万円
	加工指導員・施設保守管理委託費	２８１.０
	味噌醸造保管庫建築	５００.０
	消耗品・光熱費・印刷費等	２１０.０
	加工者組織補助金	７００.０

★第二中学校・緑小学校校舎を買い取りました。

どちらも公団が立て替え施行したものです。H7年度の国庫補助金が得られることになり、その分を取得します。

		面積	取得額
第二中学校	校舎	1,680㎡	322,670,122円
	屋内運動場	981	252,005,586
	武道場	534	137,166,581
	プール	198+425	140,367,188
緑小学校	校舎	5,414	1,404,468,829
	屋内運動場	919	211,575,752

※買い取り額には（建築費＋設計費＋設備費＋利子）が含まれ、最終的な取得額は
第二中学校：２３億４８００万円（H8年度に給食室取得予定、完了）
緑小学校　：２０億２８００万円になる見込み

議会報告会のお知らせ

— どなたでもおいで頂けます。 —

日　時　４月１４日（日）
　　　　　１０時４５分～１２時３０分

場　所　ＧＴコミュニティーセンター　会議室

荒井・磯辺・村尾の３議員が報告します。

※１０時から、『私達の手で町議を送る会』の総会があります。
関心あるかたは、こちらもぜひご出席下さい。

あとがき

無投票当選とはいえ、一気に女性議員が増えた。図らずもその割合は全国の町村では２４位だそうだ。『私達の手で町議を送る会』での公募に応え、推薦を受けたのがたのがたまたま女性だったに過ぎないのだが、何と喜ばしいこと！

うわさには聞いていたが、選挙戦ができなかったことですっかり拍子抜けしてしまった。しかし、その直後からの慌ただしさはすごかった。団体活動での年度末の諸事務、改選後の初議会、続いて定例会。そして、この報告書づくり。

これまで自分の都合にあわせて、次第に“遅報”となってしまいました。とりあえず、これからは３人で協調して発行することにします。今回は、その初めての試みとしてこれまでの私の報告書のパターンに添って編集してみました。少しでも読みやすくしたいと考えています。ご意見ありましたらお寄せ下さい。

— 村尾記 —

議会別の女性議員

毎日新聞 H.8年 3月11日

少ない県内の女性議員

議会名	議員数	割合（％）
県	1	1.8
宇都宮市	2	4.2
足利市	2	6.3
栃木市	1	3.6
佐野市	2	6.7
鹿沼市	3	10.7
日光市	1	5.0
今市市	2	7.7
小山市	1	3.1
真岡市	0	0.0
大田原市	2	7.7
矢板市	0	0.0
黒磯市	2	7.7
上三川町	0	0.0
南河内町	3	16.7
上河内町	0	0.0
河内町	2	9.1
西方町	0	0.0
粟野町	1	5.0
足尾町	0	0.0
二宮町	1	5.0
益子町	1	4.2
茂木町	0	0.0
市貝町	0	0.0
芳賀町	1	4.5
壬生町	1	3.8
石橋町	0	0.0
国分寺町	0	0.0
野木町	2	9.1
大平町	0	0.0
藤岡町	1	5.5
岩舟町	1	4.5
都賀町	0	0.0
栗山村	1	8.3
藤原町	1	5.0
塩谷町	0	0.0
氏家町	0	0.0
高根沢町	1	4.2
喜連川町	1	5.0
南那須町	0	0.0
烏山町	1	4.5
馬頭町	0	0.0
小川町	1	6.3
湯津上村	0	0.0
黒羽町	0	0.0
那須町	1	4.2
西那須野町	3	12.5
塩原町	0	0.0
田沼町	2	8.3
葛生町	3	15.0